

平成 30 年度 第 1 回 南あわじ市入札監視委員会 議事概要

開 催 日 時	平成 30 年 6 月 12 日 (火) 午後 2 時から午後 4 時	
開 催 場 所	南あわじ市役所 本館 2 階 202・203 会議室	
出席委員 (職業)	委員長 滝 明良 (元公正取引委員会 九州事務所長) 委員 潮崎 征功 (公認会計士) 委員 富本 和路 (弁護士)	
事務局出席者	守本市長 ※別公務のため、途中から出席 垣総務企画部長 田村財務課長 森崎課長補佐 (財務課) 安富係長 (財務課)	
関係課出席者	なし	
議 事 概 要	<p>1. 開会 総務企画部長あいさつ</p> <p>2. 委嘱状交付 各委員へ委嘱状を交付</p> <p>3. 委員及び事務局自己紹介</p> <p>4. 委員長選出 委員長 滝 明良 (委員の互選により選任) 職務代理者 富本 和路 (委員長の指名により選任)</p> <p>5. 議事案件 (1) 委員会議事内容及び運営方針について 別紙 会議録のとおり (2) 次回委員会開催日程について 平成 30 年 10 月 26 日 (金) 午後 1 時から</p> <p>6. その他</p> <p>7. 閉会 委員長あいさつ</p>	
審 議 対 象 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
制限付一般競争入札	一件	対象件数 一件
公募型一般競争入札	一件	
指名競争入札	一件	
随 意 契 約	一件	
委員会からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問 —	回答等 —
委員会による意見の具申 又は 勧告 の 内 容	—	
そ の 他	※第 1 回会議のため、審議対象期間における事案の審議は行って いない	

平成 30 年度 第 1 回 南あわじ市入札監視委員会 会議録

5 議事案件 (1) 委員会議事内容及び運営方針について

1. 審議事案及び事案の抽出方法について

(1) 市が発注した建設工事、業務委託及び物品購入に係る入札及び契約手続きの運用状況に関する事項

(委員長) まず、1 点目が委員会議事内容及び運営方針を定めるという事で、市が発注された建設工事、業務委託及び物品購入に係る入札及び契約手続きに対する事項の説明を事務局からお願いします。

○事務局より入札契約事務取扱要領を基に、発注金額別入札方法、市内建設業者の格付基準、指名基準、最低制限価格制度等の南あわじ市入札制度の概要について説明。

(委員長) 何か質問はございますか。

(委員 1) 1 点だけ気になったのですが、入札契約事務取扱要領 4 ページ (3) 指名基準の③手持工事の状況というのはどうやって把握されるのですか。市が発注している工事の内という趣旨ですか。

(事務局 1) 例えば、指名をして辞退届を出してくるという場合ももちろんありますが、その時の理由で今、非常に手持ちが多いので 3 ヶ月、4 ヶ月は手が空きませんか、以前に発注しているもので 2 件、3 件と続けて短期間に落札した場合で、技術者が不足しているという理由を鑑みてという事です。

(委員 1) 公共工事の内という事ですか。

(事務局 2) そうです。ここでいうところの手持工事の状況というのはあくまで、公共工事の事です。さきほど申しあげたとおり、指名業者から入札を辞退するという届けが出てきたときに、その理由の手持工事が多いという中には、もしかしたら公共工事以外も入っているかもしれません。

(委員長) よろしいでしょうか。私も初見ですのでただちに全容を把握してどうこうと言うのは、今の時点では無理かなと思います。これから審議をしていく中で議事を公開されるという事ですね。要するに市民目線でもオープンにしていくというのが委員会の役割だと思います。市民からすればこういうものは事前に理解している訳ではないので、その都度、謙虚に素人のように、これはどうなっていますかという事を聞かせて頂きたいなと思っています。審議の中で例えば指名基準であればこれはひっかかりますねという事が出てきたら、運用と併せてこの制度はどうかという事も聞かせて頂けたらいいかなと思っています。今のところはこれで結構です。説明して頂いてこれから鋭意理解していきたいなと思っています。

(2) 市が発注した工事等に係る次に掲げる事項

- ア 一般競争入札に係る入札参加資格要件の設定理由及び経緯
- イ 指名競争入札に係る指名理由及び経緯
- ウ 随意契約とした理由及び経緯

(委員長) 続きまして市が発注した工事等に係る次に掲げる事項というところの「一般競争入札に係る入札参加資格要件の設定理由及び経緯」、「指名競争入札に係る指名理由及び経緯」、「随意契約とした理由及び経緯」について事務局より説明をお願いします。

○事務局より審議案件を抽出するためのリスト（平成 29 年度入札執行一覧（一部）、随意契約一覧（一部）、平成 28 年 1 月～H30 年 4 月までの最低制限価格同額落札入札一覧）を基に審議案件の抽出方法について提案。

(委員長) 何か質問等ございますか。

(委員 1) 抽出した案件について検討するとの事ですが、抽出する件数はどのくらいを考えていますか。

(事務局 1) 各自治体によって様々ですが、基本的には一般競争、指名競争、随意契約合わせて 10 件程度を選定している例が多く見られます。10 件を超えますと時間的な制限もあるかと思しますので、7、8 件が妥当なのかと思えます。

(委員 2) 抽出方法として各委員がそれぞれ選定する方法と、選定委員を決めてしまってその委員が全件選ぶという方法がありますが。

(事務局 2) 他市の事例を見させて頂くと、例えば委員さんが 5 名いらっしゃるという事でどなたか指名してというような事もあるのですが、当市の委員会に関しては 3 名の委員さんに見て頂くという事なので、例えば、それぞれで 2、3 件抽出して頂くところとちよūdいいい件数になるのかなと思ったりするのですが。何せ我々も初めてなのでそれくらいの件数が本当に妥当なのか分かりかねているところではあります。

(委員 2) 兵庫県を参考にさせて頂くと、一般・指名・随意の入札区分によって階層分けし、それぞれ何件かを抽出しています。それぞれの抽出を各委員にどう割り振るか、一人の委員に任せてもいいのですが、それはこちらで検討させて頂くという事でいいのかなと思います。ただ、抽出の前段階として、全件リストの「網羅性」を確保する必要があります。つまり、追及されると不都合な工事も含めて、監視対象とすべき入札工事が、漏れなくこの全件リストに載っているかを検証する必要があります。例えば建設会社の監査をする場合、受注工事リストを与えられるのですが、リストの受注金額合計や、施工金額合計が財務諸表その他の記載と一致していることをもって、当該リストの網羅性を検証します。ただ、公会計と一般企業の会計報告形式が異なるので、全件リストと何を照合するかは検討する必要があると思います。

(委員 1) 抽出母体が 100 パーセントであった方が、それは透明性があるという話ですね。

(事務局 2) 金額面だけでいうと、当然、途中で工事に変更が生じたりするという事があり、結

局合計額が当初の予算であったり、決算であったり、財務諸表の資産であったりとぴったり一致するかというと、おそらくそれはないだろうなと思います。ですので、これで全ての案件ですよと示しするのであれば、入札公告がこれだけありましたよとか、例えば、何か公的な書類同士で突合させてという事ですよ。

(委員2) 金額で一致できなければ件数で一致というのもあるかと思います。例えば、こういったリストの元となる管理台帳は持っておられると思うのですが、それが紙ベースであるなら紙同士突合せればいいでしょうし、データベースでお持ちであるなら我々が与えられたリストのデータとの一致を見させて頂くことで十分だと思います。

(委員1) カウント方法ですが、例えば、3月30日に入札にかけたとして、工事が1年続いたという場合にどこで区切りのカウントをしているのですか。3月に入札にかけて4月に工事が始まったとしたら4月のカウントになるのですか。

(事務局2) 入札執行した日のカウントです。3月30日に入札執行したとすると3月30日が属する年度です。

(委員2) 入札執行一覧表は平成27年度から平成29年度に渡ってありますけれども、監視対象とする期間というのは平成29年度のみ入札ですか。

(事務局2) 後ほどお話させて頂きたいのですが、あまり長い期間になってしまうと当然、入札件数も非常に多くなりますので、抽出するにあたって資料が膨大になるかと思います。私たちが考えていますのは、半期ごとの入札結果をもってその直後くらい、前半期であれば前半期の入札を9月ないし10月くらいに見て頂く、後半期の分を翌年2月から年度末にかけて見て頂くという形でどうかと思っております。今日お出ししている資料は参考例という事で、こういう形でもう少し年度を区切った形で出させて頂くという事でどうかと思っております。あと入札結果一覧の件数と突合する資料ですが、一定期間の入札執行しますよという業者向けにアナウンスする公的な文書のトータル、それと実際に執行したこの結果のトータルの件数というのは突合できると思います。ただ、随意契約に関してはもしかするとそれがないかもしれません。

(委員2) 分かりました。可否について、ご検討ください。できない場合であっても、できない理由や検討した内容を議事として記録し、開示することに意義があると思います。

(委員1) あと、抽出の基準ですが委員が抽出する場合もその委員の裁量でいいんですか。例えば落札率が極端に低いもの、あるいは高いもの。

(事務局1) これも他市の議事録を参考に調べてみたのですが、基本的には要綱等に基準が定められていないので、個人の主観になるかもしれませんが、今おっしゃったとおり落札率が極めて高い、これはどういう事が聞いてみようかなというように選んでいるものもございます。数字的なものでこれ以上、これ未満という線引きも難しいので。ただ、テーマを決めて抽出の基準にするのもありかなと思います。

(事務局2) 今回お出しさせて頂いた資料の中で資料7ですが、これはまさしく気になるものではないかと思います。最低制限価格と落札額がぴったりと一致しましたよという

工事の一覧になります。年間 30 件くらいあると思います。可能性としては当然ゼロではないと思いますが、工種によって違いますが例えば、我々が気にしているのは特定の業者が有利になるような設計とか仕様になっていないのかというところで

- （委員 1） ちなみに設計自体が適正かまでの判断もある程度、入札担当ですか。
- （事務局 2） 専門的な内容になってくるので担当課です。
- （委員 長） 最低制限価格と同額の工事の中で、同額が複数いて抽選という事もあるのですか。
- （事務局 1） あります。工種にもよりますが、舗装工事等は多々あります。
- （委員 2） 具体的な抽出方法は委員がこの場で決めた方がよろしいですか。それとも我々が一旦持ち帰って電話やメールで決めた方がいいですか。
- （事務局 2） 今回お出ししている資料については、入札結果に関しては過去の年度のものになります。今度お出しするのは今現在執行中の入札になりますので、それをご覧頂いて、こんな程度でいこうかなというのをお話しして頂いても構わないかなと思います。
- （委員 1） 抽出は委員側と事務局側で分けておいた方がいいんですね。
- （委員 長） 半期に 9 件程度という件数でありますとこれが審議されて、これがされてないじゃないかという批判も後々あり得る訳ですね。それを誰が選んだのかという事が重要になってきますから、客観的に誰が選んでもこれになりますという基準があればいいんですが。それが今難しいという事であればやはり、審議側の我々が選ぶべきですね。
- （事務局 1） 条例上、表記もございますので、抽出は委員さん側でお願いしたいと思います。
- （委員 長） 一読して中々分からないので、事務局に色々教えて頂きながらという事が必要。それなりに情報は密に提供して頂きながら判断は我々でという事になっていくのだろうと思います。今、要するに 3 人のうちで 1 人を抽出委員にして交代で回していくのか、全員が 3 件ずつ選んでいくのかという話ですね。
- （事務局 1） はい。どちらも可能ですので、抽出委員を選定している自治体は非常に多いですけども、それが絶対というものではございませんので、やり方というのは委員会で決めていけるものかと考えております。
- （委員 2） 毎回 3 件ずつとなるとやりとりが煩雑になりますね。持ち回り制というのはいかがでしょうか。
- （委員 長） 1 人決めて市のご協力を得ながら抽出という方がいいように思いますね。
- （委員 1） 3 人が 3 件選ぶとかぶる可能性もありますしね。
- （委員 長） 1 人委員を決めてこの会の抽出は抽出委員の誰それがやりました、次の会では違う人が違う目で選びましたというように続けていくと、長い目で見ればバランスがとれているのかなと思います。
- （委員 2） 事前に各委員に選定の基準があればそれをお伝えして、具体的な工事については当日の会議までに質問項目を予め考えておくという流れですか。
- （委員 長） 選定した案件については簡単な理由を付して他の委員にお伝えをして、ご意見が

あれば修正の余地を含めてもいいのかなと思います。

(委員 2) 会議の当日までに市側に通知はしなくてもいいですか。

(委員長) ただ、資料の用意や我々も事前に資料を読み込んでおく必要があると思うし、当日のご説明をなるべく関係職員の方とやって頂くという準備がありますから、これに決めましたと伝えて基礎的な資料を頂かないといけないと思います。

(委員 1) 会議のいついつまでというのは別として、全員がこれに決まりましたよという共通認識をもっておかないといけませんね。

(委員 2) 質問対象工事に関して、市に事前通知するか否かについて、客観性・透明性を強めるのであれば、ヒアリング対象工事について事前通知せずに、当日ヒアリングした方がいいと思います。ただ、会議に工事担当者が同席されるのか、統括責任者が同席されるのかで、対応の可否が分かれると思います。議事進行を重視するのであれば、事前に通知して工事ファイルを準備、また、担当者に同席頂く手配をして頂くというのがいいと思います。

(委員 1) 実務的な感覚からすると、当日決めてその担当者の人に同席をとというのは難しいと思います。おっしゃっている趣旨はよく分かります。

(委員 2) 当日ヒアリングであっても、各工事の概要であれば、統括責任者、例えば、課長クラスの方で対応できると思いますが、委員長どうでしょうか。

(委員長) 私はですね、委員会によるチェックで何を求めているかという市のお考えが一番基本になるかと思います。何か疑惑の追及の場として機能させたいというのであれば、事前準備がなるべくできないようにやっていくという事になると思いますけれども。そうは言っても我々は委員会の委員というだけの立場で調査能力もない訳で、その場の説明でどうこうというだけの話です。それで説明がよく分からなかったとして、仮にご説明者の方がしどろもどろになったとしても、一旦引き取って調べてきますと言われたらそれで終わってしまいます。その後、こうでしたと言われれば事前の準備と大して変わらない。そういうチェックの場があるという事で、関係者に緊張感を持たせて、適正な発注に繋がるように機能させたいんだと望んでいるのであれば、それはそれで手続きとして淡々とやりたいというお気持ちもあるのかもしれないが。その辺の温度がどうなのかというのもあるかと思います。

(委員 1) 条例の設置目的をみると入札と契約の手続きにおける公正性の確保と透明性の向上とあるので、抑止的な意味と、あと、事後ではありますが、しっかりと外部の意見を聞くという手続きが担保されていますよというところかなと考えるのですが。例えば、これまずいよねという事を追及する場というよりは、しっかりと事後検証するという意味でこの条例は書かれているのかなと私は読みます。

(委員 2) 事前通知する方法も条例趣旨に沿っているというお考えですね。

(委員 1) そうですね。準備して頂いた方が担当課も説明しやすいし、そこで変なことがあればそれは担当課の責任です。こちらサイドとしては、それを淡々とした手続きにしてしまわずに、意見を言うときははっきり言うという形をとるのがいいのかなと思います。

- (事務局 2) 実際の事務をイメージした中で想定されるのが、さきほど委員長がおっしゃったように事前通告なしで、担当者に話を聞いたとして、よく分からないので調べてお答えしますという回答に終始になってしまう可能性があるのかなど。そういった場合、後できっちり精査して出せるというのであれば、事前通告と変わらなくなってしまうという事が懸念されます。あと、しっかり検証するという意味合いで条例が書かれているとすれば、事前通告して頂いて、担当課も説明に至るような資料を準備させて頂いてその場に臨むのがいいのかなというのが事務サイドの話です。ですが、それも委員会の中で決めていく事だと思います。
- (委員 2) それでは、私も事前通告に賛成します。
- (委員長) 委員会は何時間くらいお考えですか。3時間くらいですか。
- (事務局 2) それは皆さま方の都合にお任せします。3時間想定でよろしいでしょうか。今日のように14時開始にさせて頂くと大体17時終了くらいになりますけれど。
- (委員 1) やって見ないと1件にどれくらいかというのが分からない。案件によっても違うでしょうし、こちらサイドの慣れもあるでしょうし。
- (委員長) 進めながら適宜修正をしていく前提で当面はいきましょうか。それで抽出委員は今決めましょうという事ですよね。その抽出委員がずっと選び続けると偏りが出るから順次交代していきましょと。抽出案件については事前に共有しましょという事に今のところなっているのですよね。
- (委員 1) 事前通知は会議のどれくらい前がいいですかね。
- (事務局 1) 基本的な考えですが、ここで概要を決めて第2回の審議をするのが10月下旬と考えば、平成30年4月から8月末までの案件から抽出して頂く、第3回を来年2月頃と仮定すれば、9月から12月末までの抽出となります。4ヶ月ないし5ヶ月の中から選んで頂くというのが提案です。
- (委員長) 分かりました。次に行きましょうか。

(3) 工事等の入札及び契約手続並びに指名停止等の措置に係る再苦情処理に関する事項

○事務局より入札監視委員会条例を基に公募型参加資格採否や指名停止措置に対して不服等の申し立てがあった際、委員会を臨時招集する旨説明。

(4) 前3号に掲げるもののほか、入札及び契約手続の適正化を図るために必要な事項

○事務局より(1)から(3)に該当しない事案で委員会への報告、審議が必要と考えられる運用面、制度面での改正事項等があれば臨時招集する旨説明。

- (委員 2) この委嘱期間の2年目というのは審議のタイミングからして、H31年1月から3月までの案件も検証対象として設定するのは可能かと考えますが。
- (事務局 2) 可能です。あくまでリストは年度で区切っていますけれども、委嘱期間の中で会を重ねる中でその直近の入札案件について審議頂く、そこで年度をまたぐという事

もあると思いますが、そこは特に問題とせずに年度をまたいで審議して頂くという事は可能だと思います。

(委員長) スタート時期が少しずれて始まっていますから、会を動かしていく中で、きりのいいように合わせていくという事ですね。

(事務局2) あと、さきほどもお話に出ていましたけれども、お送りする資料の入札案件というのはあまりにも膨大になってきたときに、抽出するのにもたくさんの中からわずかな数を抽出するのもどうかというお話もありました。平成30年度はもう2回会を開催できればなと思っているのですが、例えば、31年度はもう少し区切りを短くしてももう少し詳細に見たいなというのであれば、予算面であるとか、会議の開催回数であるとか、そこは対応させて頂きたいなと思います。

(委員長) 分かりました。それでは次にいきましょうか。

2. 今年度開催数

○事務局より初回は方針検討のみのため、今年度はもう2回開催し審議する事を提案。(第2回を10月下旬頃、第3回を2月下旬頃)

(委員長) 開催日は色々な市の行事がありましようから、事務局としてはこの10月、2月の時期がどうかとお考えなのですね。

(事務局2) 特に行事云々というよりは、年2回の開催の中で一定期間の入札案件について審議するのであれば、これくらいの時期でどうかという提案です。特にこれにこだわらずこれくらいの時期でどうかとか、また見る案件についても平成30年4月からとなっていますが、平成29年度も見たいというのであれば、おっしゃって頂ければと思います。

(委員長) 私は特にこだわりありませんので、事務局で設定されたものでやっていけばいいかと思います。

「5 議事案件(2) 次回委員会日程について」

○事前に会議室の空き状況を調べ、複数日を事務局より報告。調整の結果、平成30年10月26日(金)午後1時から開催する事に決定した。

(委員長) 次回の抽出委員はどうしますか。きりがいいところからとなりますと、私からスタートするのがいいのかと思いますが。抽出委員の選出については定めがないのであれば、都度委員長が指名するという事で。

(事務局1) 第2回抽出案件ですが、8月末までの入札案件として締めるといたしまして、それで8月末の入札の契約締結が完了して9月10日頃までには資料が揃うため、抽出するための元資料は9月10日を目途に発信ができるかと考えます。

(委員長) 案件の抽出ですが、審議する件数はさほど多くはないので、ただリストを見てこ

れだというのはある意味機械的な事になるので、次私が抽出させて頂くという事を考えると、事務局は第3者的な立場であることや委員会設置の目的から見ても、一緒にご相談しながら、実のあるところを少しでも選んでいった方がいいと思うんですよね。そういう事からすると予算の事は分かりませんが、お目にかかってご相談の上で、抽出するのがいいのかなと思うのですが、可能でしょうか。

(事務局2) 可能です。

(委員長) 少ない件数を選んでやっていくのであれば、現場の方のご意見とか思いをなるべく汲んでやった方がいいのかなと思います。そういう段取りでお願いできればと思います。

(事務局2) 分かりました。リストお送りした段階で、ご覧になられたくらいを見計らってご相談させて頂ければと思います。

(委員1) 条例第2条第2項で「無作為に抽出」と書いてあるのですが。

(委員2) 監査の業界ではランダム関数が入った抽出ソフトを使いますが、このためだけにソフトを導入するというのは割高になりますね。どこまでを恣意的というのか。

(委員1) 抽出委員の裁量に委ねた形の方がいいのかと。事務局と事前にこの案件と決めるのではなく。

(委員長) 事務局と決めるのではなく、情報を得たいというだけです。

(事務局2) 決定に関してはさきほどお話がありましたとおり、委員の方々でして頂いて、案件を抽出して頂く上で、これはどういう事なのかなと気になる点は遠慮なくお聞き頂ければなと思います。私どももこの案件にした方がいいのではという働きかけをするつもりもございませんので。

(委員1) では抽出委員の裁量で、事務局とやりとりをしながら抽出作業を行うという形がいいですか。

(事務局2) はい。

(委員1) そういうやり方をもって、無作為と呼ぶのかとうところは気にはなりますが。やはり、目的は公正性の確保と透明性の向上なので、それに反しない形で抽出しておけば条文解釈としては問題ないと思います。

(委員2) ランダム抽出ソフトを使うと統計サンプリング上の根拠数値まで表示・記録されて、証明力の強い客観的な無作為抽出が可能です。特段、抽出の経緯は詳らかにする必要はないのですよね。

(事務局3) むしろ、私どもの立場で言うと、そういうものがあり得るか分かりませんが、なんとなくこれちょっと気になるなというものを選んでもらう方がいいのかなと。ランダムだとそれを逃してしまうきっかけになるかもしれませんし。

(委員長) 恣意的なものを排除するように条文はなっているのですよね。

(委員1) 趣旨から考えて、恣意的というのは公正性の確保と透明性の向上に反するような恣意だったら駄目な訳で、それに一致するような恣意だったら無作為に入れていいんだらうなど。もちろん委員会側のという趣旨ですけれども。

(委員2) 私が抽出する時は、選定基準はお伝えしようかと思います。

(委員長) 私も色々情報を得てやっていきたいなと思っているのですが、それは市役所の意向を汲むというのではなく。なるべく効率よく、もし、問題が後ろに隠れているのであれば、それが現れやすいように。それは恣意かも知れないけども、目的に鑑みてご協力を得ながらやっていきたいなと思います。以上です。議事についてはこれで終わりでしょうか。ありがとうございました。

配布資料

- ①南あわじ市契約規則
- ②入札・契約事務取扱要領
- ③南あわじ市入札監視委員会条例
- ④平成 29 年度入札執行一覧の一部
- ⑤平成 29 年度随意契約一覧の一部
- ⑥平成 29 年度入札執行状況
- ⑦平成 28 年 1 月から平成 30 年 4 月 最低制限価格同額落札入札一覧